精華町農業委員会会議録

１、開会の日時　　令和３年１１月３０日午後１時３０分

２、開会の場所　　役場庁舎６階審議会室

３、出席した農業委員は次のとおりです。

１番　井澤　茂治	４番　森本　　豊
５番　藤村　絹子	７番　草嶋　邦子
８番　山本　千惠子	９番　井上　和也
１０番　田中　安弘	１１番　森島　隆詞
１５番　山本　　功	１６番　杉嶋　秀美
１７番　新司　吉行	１８番　岩井　三郎
１９番　太田　廣之	

４、欠席した委員は次のとおりです。

３番　松尾　清敏

５、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

２番　野秋　博史	６番　中川　茂成
１２番　米澤　貞幸	１３番　中村　　正
１４番　田中　吉照	

６、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

な　し

事務局　　岡本　匡志
植山　さゆみ

７、議案

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について
議案第３号　相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第４号　令和３年度農用地利用集積計画（第８次）の決定について
報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
報告第２号　農地法第４条第１項第８号の規定による届出について
報告第３号　農地法第５条第１項第７号の規定による届出について
報告第４号　認定電気通信事業者に対する転用規制の除外措置に係る農業上の土地利用との調整について

８、署名委員

１８番　岩井　三郎　　１番　井澤　茂治

９、閉会の日時　　令和３年１１月３０日午後２時４５分

審議の経過

議　長　　それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和３年第１２回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は１４名中１３名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第２７条３項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は５名中５名の方に出席いただいております。

委員の皆様には、年末年始に向けお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当委員会といたしましては、引き続き感染予防対策を強化する中で、今回の総会を開催することといたしましたので、何卒よろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、１８番岩井三郎委員、１番井澤茂治委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議　長　　議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、を議題とします。

事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局　　それでは議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、でございます。

１ページをお開きください。１番でございます。

【　提案説明　】

場所については３ページの地図のとおりです。

光が丘幼稚園の南側に位置するところでございます。

１ページに戻っていただき、２番と２ページの３番については、譲受人が同一人であるため、一括して説明します。

まず１ページ２番でございます。

【　提案説明　】

３番でございます。

【　提案説明　】

場所については４ページの地図のとおりです。

譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがいまして、ただいま説明しました１番から３番までは、農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

議　長　　１番については、地区担当委員の山本功委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

山　本　　１５番、山本です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、１１月２２日、岡本局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として適正に管理されておりました。

譲受人は、耕作面積も十分あり、当該農地についても今後、適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いします。

議　長　　ありがとうございました。

２番と３番については、地区担当委員である私が現地確認を行いましたので、補足説明をいたします。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、１１月２４日、岡本局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は町道路建設工事の資材置場として利用されており、今後、工事完了後に砕石を取り除き、農地として適正に管理されると確認しております。

また、譲受人は、耕作面積も十分あり、当該農地についても今後、適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いします。

議　長　　それでは議案について、審議をお願いいたします。

議　長　　何かご質問等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議　長　　それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございす。挙手全員でございます。議案第１号については、許可することに決定いたします。

議　長　　次に、議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。

事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局　　５ページをお開きください。

それでは議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、でございます。

１番でございます。

【　提案説明　】

場所については６ページの地図のとおりです。
本件につきましては、都市計画法第３４条第１１号の区域内で調整区域ではありますが市街化区域と同等の取扱いがされるところであり、分譲住宅を目的とした開発であり何ら問題はなく許可相当と考えておりますので、よろしくお願いいたします。
以上です。

議　長　　この件については、地区担当委員の森本委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森　本　　４番、森本です。
ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、１１月２６日、上村専門員と申請のありました現地を確認しました。
現地は農用外の調整区域ではありますが、都市計画法第３４条第１１号で市街化区域と同じような扱いを受ける区域で、今回の住宅建設についても何ら問題がないものと思います。
隣接地への影響もなく地元担当委員としては問題のないものと考えております。
よろしくご審議くださいますようお願いします。

議　長　　ありがとうございました。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議　長　　何かご質問等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。
それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第２号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議　長　　議案第３号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題とします。
事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局　　７ページをお開きください。
議案第３号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、でございます。７ページと８ページにまたがっていますので、よろしくお願いします。
１番でございます。
【　提案説明　】
場所については９ページ、１０ページ、１１ページの地図のとおりです。
相続税の納税猶予とは、農地等を相続した際に課税されるべき納税額を一定の要件の

もとに猶予されるもので、特例を受けるための相続人の人的要件である、引き続き農業経営を行うことを証明するものが適格者証明になります。

当該相続人については、引き続き農業経営を行うことに問題ないと思われます。

以上です。

議　長　　この件については、地区担当委員の森島委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森　島　　１１番、森島です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、１１月２４日、上村専門員と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として十分に管理及び耕作されている状況でありました。

位置的にも相続人自宅に近く管理しやすい場所でもあり、今後も営農継続が見込まれますので、地元農業委員として何ら問題ないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願いします。

議　長　　ありがとうございました。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議　長　　何かご質問等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

議　長　　それでは、適格者として証明して問題なしと思われる方は挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第３号については、適格者として証明することに決定いたします。

議　長　　議案第４号、令和３年度農用地利用集積計画（第８次）の決定について、を議題とします。

１番から３番について事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局　　それでは１２ページをお開きください。議案第４号、令和３年度農用地利用集積計画（第８次）の決定について、でございます。精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、決定を求める。

１３ページをお開きください。１番と２番については、利用権設定を受ける者が同一人であるため、一括して説明します。

まずは１番でございます。

【　提案説明　】

次に２番でございます。

【　提案説明　】

場所については２０ページの地図のとおりです。

１３ページに戻っていただき、３番でございます。

【　提案説明　】

場所については２２ページの地図のとおりです。

以上１番から３番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項を満たしていると考えられます。

以上です。

議　長　　それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議　長　　何かご質問等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第４号の１番から３番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第４号の１番から３番についての計画は議案どおり決定いたします。

議　長　　続きまして４番ですが、農業委員会等に関する法律第３１条（議事参与の制限）により、森島委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

それでは事務局、４番の議案の提案及び説明を願います。

事務局　　１４ページをお開きください。４番でございます。

【　提案説明　】

場所については２４ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項を満たしていると考えられます。

以上です。

議　長　　それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議　長　　何かご質問等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

議　長　　それでは、４番の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第４号、４番の計画は議案どおり決定いたします。
森島委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議　長　　森島委員にお伝えします。議案第４号、４番の計画は議案どおり決定いたしました。

議　長　　続きまして５番ですが、農業委員会等に関する法律第３１条（議事参与の制限）により、田中委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議　長　　それでは事務局、５番の議案の提案及び説明を願います。

事務局　　１４ページをお開きください。５番でございます。
【　提案説明　】
場所については２６ページの地図のとおりです。
以上、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項を満たしていると考えられます。
以上です。

議　長　　それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議　長　　何かご質問等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議　長　　それでは、５番の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第４号、５番の計画は議案どおり決定いたします。
田中委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議　長　　田中委員にお伝えします。議案第４号、５番の計画は議案どおり決定いたしました。

議　長　　続きまして、６番ですが農業委員会等に関する法律第３１条（議事参与の制限）により、山本委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議　長　　それでは事務局、６番の議案の提案及び説明を願います。

事務局　　１４ページお開きください。６番でございます。

【　提案説明　】

場所については２８ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項を満たしていると考えられます。

以上です。

議　長　　それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議　長　　何かご質問等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、６番の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第４号、６番の計画は議案どおり決定いたします。

山本委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議　長　　山本委員にお伝えします。議案第４号、６番の計画は議案どおり決定いたしました。

議　長　　続きまして７番から１６番について事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局　　１５ページをお開きください。まず７番でございます。

【　提案説明　】

場所については３０ページの地図のとおりです。

１５ページに戻っていただき、８番でございます。

【　提案説明　】

場所については３２ページの地図のとおりです。

１５ページに戻っていただき、９番でございます。

【　提案説明　】

場所については３４ページの地図のとおりです。

１６ページをお開きください。１０番でございます。

【　提案説明　】

場所については３６ページの地図のとおりです。

続きまして１６ページに戻っていただき、１１番でございます。

【　提案説明　】

場所については３８ページの地図のとおりです。

１７ページをお開きください。１２番でございます。

【　提案説明　】

場所については４０ページの地図のとおりです。

１７ページに戻っていただき、１３番でございます。

【　提案説明　】

場所については４２ページの地図のとおりです。

１７ページに戻っていただき、１４番でございます。

【　提案説明　】

場所については２８ページの地図のとおりです。

１８ページをお開きください。１５番でございます。

【　提案説明　】

場所については４５ページの地図のとおりです。

１８ページに戻っていただき、１６番でございます。

【　提案説明　】

場所については４６ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項を満たしていると考えられます。

以上です。

議　長　　それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議　長　　何かご質問等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議　長　　それでは、議案第４号の７番から１６番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第４号の７番から１６番についての計画は議案どおり決定いたします。

議　長　　それでは、報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知について、を報告します。

事務局より報告願います。

事務局　　それでは４７ページをお開きください。報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知について、でございます。１番でございます。

【　内容報告　】

場所については２６ページの地図のとおりです。

この件につきましては、まず第１８条第６項で小作権の合意解約をし、それを受けて先程の議案第４号の利用権の設定をされたという流れです。

続きまして４７ページ、２番でございます。

【　内容報告　】

場所については４９ページの地図のとおりです。

４７ページに戻っていただき、３番でございます。

【　内容報告　】

賃借人が同じなので、続けて４８ページ４番でございます。

【　内容報告　】

３番、４番とも場所については５０ページの地図のとおりです。

以上で報告第１号の報告を終わります。

議　長　　本件について何か質問等ございませんか。

議　長　　質問がないようですので、報告第１号を終わります。

議　長　　続きまして、報告第２号、農地法第４条第１項第８号の規定による届出について、を報告します。

事務局より報告願います。

事務局　　それでは５１ページをお開きください。報告第２号、農地法第４条第１項第８号の規定による届出について、でございます。１番でございます。

【　内容報告　】

場所については５２ページの地図のとおりです。

続きまして２番でございます。

【　内容報告　】

場所については５３ページの地図のとおりです。

本件については、届出の前に既に露天駐車場として整備を行い利用されていたもので、今回届出と合わせて顛末書の提出がありましたことを申し添えます。

以上で報告第２号の報告を終わります。

議　長　　専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議　長　　質問がないようですので、報告第２号を終わります。

議　長　　続きまして、報告第３号、農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、を報告します。

事務局より報告願います。

事務局　　それでは５４ページをお開きください。報告第３号、農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、でございます。１番でございます。

【　内容報告　】

場所については５５ページの地図のとおりです。

本件は、住宅建設用の資材置場とするため、今般、届出があったものです。

以上で報告第３号の報告を終わります。

議　長　　専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議　長　　質問がないようですので、報告第３号を終わります。

議　長　　続きまして、報告第４号、認定電気通信事業者に対する転用規制の除外措置に係る農業上の土地利用との調整について、を事務局より報告願います。

事務局　　５６ページをお開きください。それでは報告第４号、認定電気通信事業者に対する転用規制の除外措置に係る農業上の土地利用との調整について、でございます。

１番でございます。

【　内容報告　】

場所については５７ページの地図のとおりです。

本件は、楽天モバイル株式会社の携帯電話アンテナ基地局の新設に伴い、今般、申出があったものです。

以上で報告を終わります。

議　長　　本件について何か質問等ございませんか。

議　長　　質問がないようですので、報告第４号を終わります。

議案書につきましては、以上でございます。

議　長　　ここで、７月の総会で報告いたしました農地法第１８条第６項の規定による通知について、地区担当委員の草嶋委員より報告がありますので、お願いします。

草　嶋　　７番、地区担当委員の草嶋です。

７月８日開催の農業委員会総会で報告第１号として農地法第１８条第６項の規定による通知について報告いたしました案件について、両名より令和３年１１月１１日付けで取下げしたい旨の届が出されましたので、地区担当委員として報告させていただきます。

なお、現地は農地のままであることは確認しております。

以上です。

議　長　　ありがとうございました。

＜　その他　＞

議　長　　それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

１月１２日水曜日１３時３０分からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

それでは、次回の総会を１月１２日水曜日１３時３０分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後２時４５分